

NTT ドコモビジネス株式会社 御中  
株式会社 NTT ドコモ 御中

[ 権利を侵害されたと主張する者 ]

住所

氏名 ( 記 名 )

印

連絡先 ( 電話番号 )

発信者情報開示請求書

貴社が管理する特定電気通信設備に掲載された下記の情報の流通により、私の権利が侵害されたので、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法。以下「法」といいます) [第5条第1項・第5条第2項]に基づき、貴社が保有する、下記記載の、侵害情報の発信者の特定に資する情報(以下「発信者情報」といいます)を開示下さるよう、請求します。

なお、万一、本請求書の記載事項(添付・追加資料を含みます)に虚偽の事実が含まれており、その結果貴社が発信者情報を開示された契約者等から苦情又は損害賠償請求等を受けた場合には、私が責任をもって対処いたします。

|                                       |                                       |  |
|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 貴社が管理する特定電気通信設備又は侵害関連通信の用に供される電気通信設備等 | (注2)                                  |  |
| 掲載された情報                               |                                       |  |
| 侵害情報等                                 | 侵害された権利                               |  |
|                                       | 権利が明らかに侵害されたとする理由<br>(注3)             |  |
|                                       | 発信者情報の開示を受けるべき正当理由<br>(複数選択可)<br>(注4) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 損害賠償請求権の行使のために必要であるため</li> <li>2. 謝罪広告等の名誉回復措置の要請のために必要であるため</li> <li>3. 差止請求権の行使のために必要であるため</li> <li>4. 発信者に対する削除要求のために必要であるため</li> <li>5. その他 (具体的にご記入ください)</li> </ol> |

|  |  |
|--|--|
| 補充的な要件を満たす理由（注5）                                     | （注6）   |
| 開示を請求する 発信者情報<br>（複数選択可）                             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称</li> <li>2. 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所</li> <li>3. 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号</li> <li>4. 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス</li> <li>5. 侵害情報の送信に係る IP アドレス（接続元 IP アドレスおよび接続先 IP アドレス）及び当該 IP アドレスと組み合わせられたポート番号（注7）</li> <li>6. 侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（注7）</li> <li>7. 侵害情報の送信に係る SIM カード識別番号（注7）</li> <li>8. 5ないし7から侵害情報が送信された年月日及び時刻</li> <li>9. 専ら侵害関連通信に係る IP アドレス及び当該 IP アドレスと組み合わせられたポート番号</li> <li>10. 専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号</li> <li>11. 専ら侵害関連通信に係る SIM カード識別番号</li> <li>12. 専ら侵害関連通信に係る SMS 電話番号</li> <li>13. 9ないし12から侵害関連通信が行われた年月日及び時刻</li> <li>14. 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理符号</li> </ol> |
| 証拠（注8）   | 添付別紙参照   |
| 発信者に示したくない私の情報<br>（複数選択可）（注9）                        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 氏名（個人の場合に限る）</li> <li>2. 「権利が明らかに侵害されたとする理由」欄記載事項</li> <li>3. 添付した証拠</li> </ol>  |
| <u>弁護士が代理人として請求する際に本人性を証明する資料の添付を省略する場合</u><br>（注10） | <input type="checkbox"/> 私（代理人弁護士）が、請求者が間違いなく本人であることを確認しています。<br><br>※上記チェックボックス（ <input type="checkbox"/> ）にチェックしてください  |

（注1） 原則として、個人の場合は運転免許証、パスポート等本人を確認できる公的書類の写しを、法人の場合は資格証明書を添付してください。

（注2） URLを明示してください。ただし、経由プロバイダ等に関する請求においては、IPアドレス、当該IPアドレスと組み合わせられた接続元（送信元）ポート番号、接続先IPアドレス、タイムスタンプ（侵害情報が送信された年月日及び時刻）等、発信者の特定に資する情報を明示してください。

また、侵害関連通信を媒介した経由プロバイダに対する請求において、IP アドレス、当該 IP アドレスと組み合わせられた 接続元（送信元）ポート番号、接続先 IP アドレス、タイムスタンプ（侵害情報が送信された年月日及び時刻）等を示す場合には、それが①侵害情報を送信したアカウントの作成、認証、②削除、又は③当該アカウントへのログイン、④ログアウトの際の通信のいずれの通信に係るものかを示してください。

- (注 3) 著作権、商標権等の知的財産権が侵害されたと主張される方は、当該権利の正当な権利者であることを証明する資料を添付してください。
- (注 4) 法第 7 条により、発信者情報の開示を受けた者が、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為は禁じられています。
- (注 5) 特定発信者情報以外の発信者情報のみの開示を請求する場合又は関連電気通信役務提供者を請求の相手方とする場合には記載は不要です。
- (注 6) 開示関係役務提供者が特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないことを示す資料又は開示関係役務提供者から開示を受けた発信者情報では発信者を特定できないことを示す資料を添付してください。
- (注 7) 移動端末設備からのインターネット接続サービスにより送信されたものについては、特定できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (注 8) 証拠については、プロバイダ等において使用するもの及び発信者への意見照会用の 2 部を添付してください。証拠の中で発信者に示したくない証拠がある場合（注 9 参照）には、発信者に対して示してもよい証拠一式を意見照会用として添付してください。
- 請求者が著作権等又は商標権の権利者であること及び著作権等又は商標権侵害の事実に関して、情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会（以下「協議会」といいます）によって認定された信頼性確認団体がその内容を証した場合は、その旨記載して下さい。
- P2P による権利侵害を理由として請求する場合であって、協議会によって認定されたシステムを用いたときは、当該システムの名称を記載するとともに当該システムに記録された発信元ノード（ユーザの PC 等）の IP アドレス、接続元（送信元）ポート番号、接続先 IP アドレス、ファイルハッシュ値、ファイルサイズ、ダウンロード完了時刻等のメタデータの出力結果を添付することとします。
- 当該システムの特定方法の信頼性等に関して協議会が認定した技術的範囲に関する技術的資料の添付は不要です。
- (注 9) 請求者の氏名（法人の場合はその名称）、「管理する電気通信設備又は侵害関連通信の用に供される電気通信設備」、「掲載された情報」、「侵害された権利」、「権利が明らかに侵害されたとする理由」、「開示を受けるべき正当理由」、「補充的な要件を満たす理由」「開示を請求する発信者情報」の各欄記載事項及び添付した証拠については、発信者に示した上で意見照会を行うことを原則としますが、請求者が個人の場合の氏名、「権利が明らかに侵害されたとする理由」及び証拠について、発信者に示してほしくないものがある場合にはこれを示さずに意見照会を行いますので、その旨明示してください。なお、連絡先については 原則として発信者に示すことはありません。
- ただし、請求者の氏名に関しては、発信者に示さなくとも発信者により推知されることがあります。
- (注 10) （注 1）の例外として、請求者の代理人が弁護士である場合において、当該代理人が、権利を侵害された者が本人であることを確認していることを表明する場合には、本人性を証明する資料の添付を省略することができます。

以上